

2010年12月14日 全2頁

【速報】法人実効税率5%引下げへ

資本市場調査部 制度調査課
鳥毛 拓馬

焦点は財源の確保に

[要約]

- 政府は2010年12月13日、2011年度税制改正により、法人実効税率を5%引下げることにした。これにより、国と地方を合わせた法人実効税率は約35%となる。
- もっとも、依然として税率引下げに伴う税収減を補う財源の確保の問題が残っており、今後は、課税ベース拡大のために、法人税及び租税特別措置の中で、いかなる措置がどの程度見直されるかに焦点が移る。

○政府は2010年12月13日、2011年度税制改正により、法人実効税率を5%引下げることにした。これにより、国と地方を合わせた法人実効税率は約35%となる。

○これまで、法人実効税率の5%引下げに関しては、政府税制調査会で議論が行われてきたが、財務省・総務省と経済産業省の間で、財源を巡る議論に決着がつかず、関係閣僚による話し合いでも議論が平行線をたどっていた。

○最終的には、菅首相に判断が委ねられ、各種報道によれば5%の引下げの方針が決定した。

○もっとも、依然として税率引下げに伴う税収減を補う財源の確保の問題が残っており、今後は、課税ベース拡大のために、法人税及び租税特別措置の中で、いかなる措置がどの程度見直されるかに焦点が移る。

○経済産業省は2010年12月13日に、財源として、6,500億円程度を確保したと発表した（2010年12月14日日本経済新聞朝刊5面）。

●経済産業省と財務省の財源に対する考え方

項目	経済産業省	財務省
5%引下げによる減収額（国税）	1兆円	1.4兆円～2.1兆円
財源	<ul style="list-style-type: none"> ○課税ベースの拡大による増収 →6,500億円 ○経済効果（経済成長・企業の海外流出防止による効果）による増収 →4,800億円～6,400億円 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税ベースの拡大 ○経済効果は考慮せず

（出所）各種資料を基に大和総研資本市場調査部作成

●法人実効税率5%引下げの財源について（経済産業省、12月8日時点の案）

- ・特別償却の廃止・縮減（エネルギー需給構造改革推進投資促進税制・事業革新設備等の特別償却廃止、立地促進法税制縮減）
- ・準備金（経済産業省関係）の一部廃止
- ・減価償却の見直し定率法 250%→200%
- ・繰越欠損金の使用制限
大法人につき80%に制限（ただし繰越期間を7年から延長）
- ・一般寄付金の損金算入限度額の引下げ
- ・外税控除の見直し
- ・産業活力再生特別措置法に基づく登録免許税の軽減措置の縮減

（出所）政府税制調査会資料

○この他、金融機関以外の法人の一般貸倒引当金なども対象となる可能性がある。